

広報やまなかこ 2015 (平成27年)

謹賀新年



初春



山中湖村議会 議長
長田幸保



山中湖村 村長
高村文教

あけましておめでとうございます。

村民の皆様には、輝かしい新春をお迎えになられたことと、謹んでお喜び申し上げます。

さて、山中湖村はこの元日をもって、ちょうど村名変更50年となりました。

昭和40年1月1日、わが山中湖村は観光立村を村是として、中野村から村名を変更して新たなスタートを切りましたが、たくさんの関係機関のご理解ご支援を頂戴しながら、村民の皆様の熱意あるご努力により、順調な成長を遂げてまいりました。

私達は、この先人が築き上げ、諸先輩が守り続けた本村の自然、文化、産業、そして歴史と伝統があるからこそ、現在の愛すべき故郷があることに、深く感謝

新年あけまして

おめでとうございます。

本年もよろしくお願いいたします。

輝かしい平成27年の新春を迎え、山中湖村議会を代表いたしまして、心からお喜び申し上げます。

私たちは、住民の代表として活気ある力強い村づくりを念頭に、その責任の重大さを痛感しながら、日々職責を全うすべく、議会活動に全力を傾注しています。

地方分権の進む中、2元代表制の一翼を担う議会の重責を、議員一同自覚のもと、住民の付託に応えるよう一意奮闘しています。

しなければならぬと思っており、この特色ある大切な財産を縮小することなく、悠久のものとして将来の世代に引き継ぐため、必要な手立てを早急に行なっていくことは、私達に課せられた使命と感じております。

しかし、一方で、本村を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会ニーズの複雑・多様化が進み、大きな転機を迎えていることも、また事実と認識しておりますが、山中湖村には恵まれた財産だけに限らず、何よりもそこにすばらしい人々が暮らしています。

今こそ、「融和と団結」による村民総参加の自立した村づくりが必要になつていると考えており、皆様の力の結集は、山中湖村の発展のための巨大な推進力となってくれるはずであります。

国家財政は、アベノミクス効果とはいえ、社会保障と税の改革による厳しい状況がなお続いており、村としても財政の安定等、今後も住民の皆様のご協力をお願いしなければならぬ状況であります。

村名変更50年を迎えた本村の一層の地域力「向上」、魅力ある「まちづくり」を目指し、議会としましても一軌道の精神のもと、努力邁進していく所存であります。

平成27年も、住民の皆様とともに努力して参りたいと思えます。

結びに、本年も住民の皆様にとりまして、幸多き年でありますようご祈念申し上げます、新年の挨拶いたします。

私も村長任期の後半に突入しますので、就任以来2年間手懸けてきた長期総合計画の推進については、本年より着実な実現を目指し、3地区の交差点整備をはじめ、景観形成やまちづくり、宝さがし等による財産の磨き上げや掘り起こしに、そして、何よりも人づくりに積極的に取り組む、村民の皆様が自信と誇りを持つた、健康で持続可能な山中湖村を、村民の皆様と共に目指していきたいと誓いを新たにしたいところであります。

夢と希望が持てる明るいふるさとづくりに向け、粉骨碎身の覚悟を持って臨みますので、村民の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

村民の皆様にとりまして、健康で幸せな1年になりますよう心から願い、新年のご挨拶とさせていただきます。

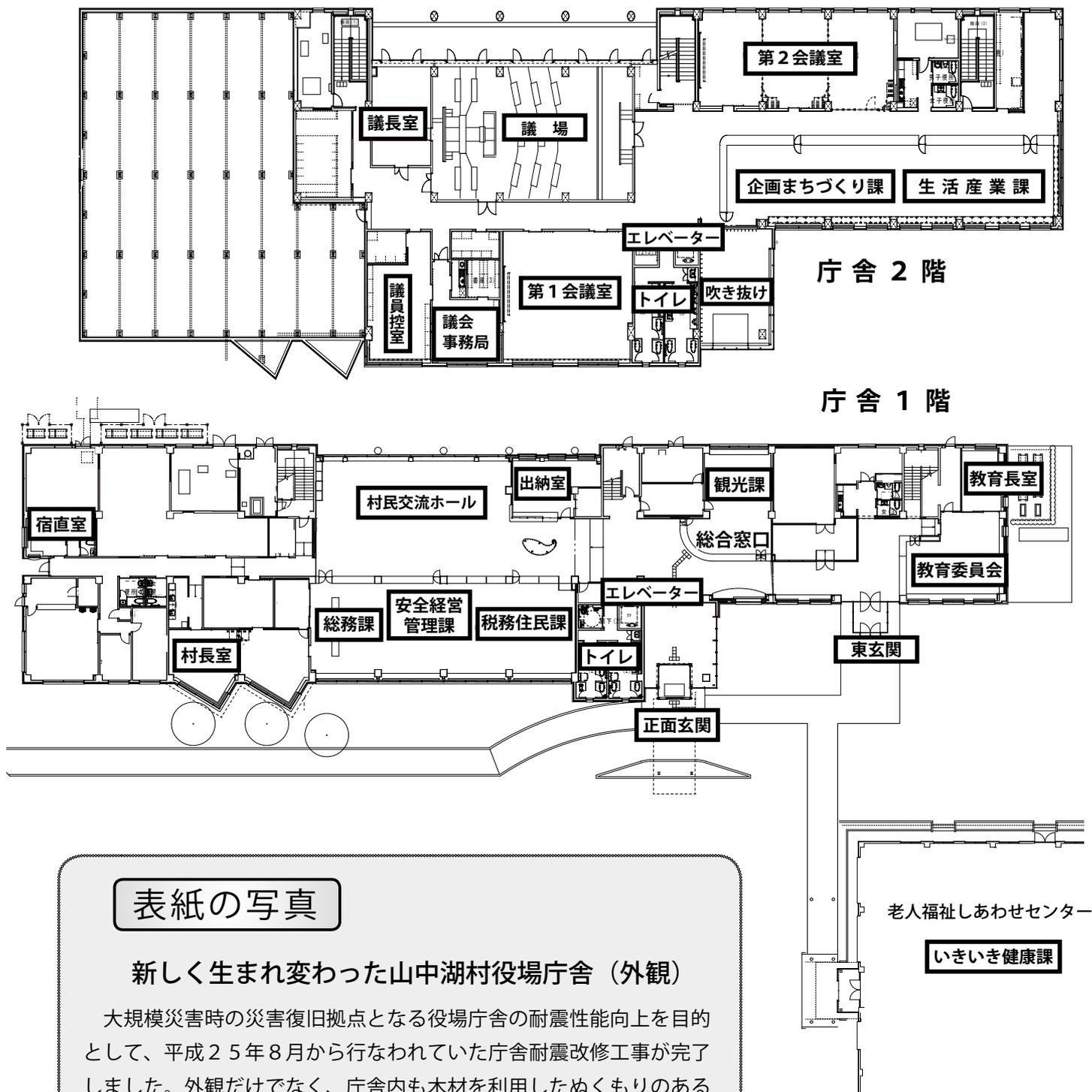


中央に木材で富士山を表現した改修後の議場

役場ご利用の皆様へ

昨年末、1階事務室・ホール等が完成し、
引っ越しました。

庁舎耐震改修工事のため約1年半にわたり、来庁者の皆様には大変ご不便をおかけしました。
このほど庁舎1階と2階の大部分の工事が終わり、昨年末に引っ越し作業を行ないました。
新年からは、各課の配置が下記のとおりとなりますので、ご案内いたします。
また、1階の村民交流ホールは、住民交流の場としてご利用いただけます。(写真P5)



表紙の写真

新しく生まれ変わった山中湖村役場庁舎 (外観)

大規模災害時の災害復旧拠点となる役場庁舎の耐震性能向上を目的として、平成25年8月から行なわれていた庁舎耐震改修工事が完了しました。外観だけでなく、庁舎内も木材を利用したぬくもりのある内装にリニューアルしました。

村議会 12月定例会

村長所信（抜粋）

（12月10日時点の所信ですので、日時には現在とずれがあります。）

山中湖村議会第4回定例会（12月）にあたり、村長から村政運営に関しての考え方が説明されましたので、その概要を掲載して、村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

職員の一連の不祥事について

まず、山中湖村公園墓地管理事務に関する不適正な行為につきましまして、一昨日、「公正な村政を求める村民の会」の代表者より、本件に対し村当局として告訴をするよう求める申し入れ書の提出がありました。

申し入れ書は、調査委員会の調査した状況以外の新たな証拠は何も提供されない内容であり、調査委員会では可能な限り調査を尽くした判断結果でありますので、申し入れ書による告訴は、行なわないとの判断をいたしました。

しかし、そもそもこのような事態となっている原因の一つは、村当局としての事件の内容、職員の処分等について、本日まで正式な説明を実施していないことにありますので、まずもってこの点を心よりお詫び申し上げます。

公園墓地の事件を説明します。

この事件は、公園墓地の使用権利がない役場職員である課長職1名と係長職1名の計2名が公園墓地の年間管理料を納付したことから発覚しており、これを受け平成25年10月、役場内部に「山中湖村公園墓地管理事務に係る調査委員会」を設置し、その内容と原因の調査を実施しました。

この調査委員会の調査結果と山中湖村職員分限懲戒等審査委員会の答申を受け、人事院等の懲戒処分の指針を参考に、平成25年12月25日付けで、公園墓地管理料を納付した2名について減給10分の1を1か月、事件に関与した別の係長職1名を戒告の懲戒処分としたものであります。

また、事務の指導監督不十分などとして、他の職員3名に厳重注意をいたしました。

これまでに新聞等で報道された内容は、調査委員会の調査内容に概ね合致しているところがありますが、一部に正しくない情報が含まれておりますので、その点を中心に事件を説明申し上げます。

懲戒処分の3名については、平成25年2月頃の昼休みに3名いっしょに公園墓地の区画割された使用権利者名の入った図面などを見ていたところ、減給処分2名の雑談する公園墓地についての内容を聞いて、戒告処分の職員が悪ふざけで減給処分の2名の名前等をパソコンに入力し、そのまま消すのを忘れてしまったとのことでありました。

このため、説明のとおり2名の内容が記載されていた区画面や管理料徴収簿などが残されていたりましたが、公園墓地管理の関係書類のすべてに2名の名前等が反映されているわけではありませんでした。

ただし、2名分の使用者台帳も存在しており、その点を「公正な村政を求める村民の会」の代表者も重視しておりますが、調査委員会では誰がどのような意図を持って作成したかまでは特定できませんでした。

その一方で、公園墓地使用許可申請書や使用許可証などの書類は作成されていませんでした。

また、年間管理料の納付に関して、減給処分の職員2名は、墓地を申請もしていないし所有していた認識はないので納付書が届くのはおかしいなと思ったが、滞納となってしまったことを心配して支払ってしまったとのことでありました。

通常の手続きの流れでは、使用権利取得のために使用許可申請を行なった際には使用料の納入義務が発生しますが、2名による納入の事実はなく、使用料納入関連の書類も作成されていませんでした。

雑談に際し、公文書を使用したり、公文書管理のパソコンを閲覧したり、このような行為におよぶ非常識さは理解しがたく、ましてや操作するなどは、もつてのほかであり、公務員としての自覚の欠如を指摘されても弁明の余地がありません。

状況的には、非常に誤解をまねく一連の行為ではありますが、仮に墓地を不正に取得しようとしたとすれば、全体的に稚拙な部分が多い上に、断定できるような決定的な証拠も確認されず、一方、3名はいずれも悪意を持って行なったことではないと明確に申しており、3名の聴取内容からも主要な内容に相反した事項はありませんでしたので、パソコンの不適正使用や管理料に

ついての不適切な行為と判断し処分を行なったものであります。このような事件が発生してしまつたことは、まことに遺憾であり、村民の皆様にはご心配やご不安をおかけし、行政への信用失墜は計り知れないものと重く受け止め、深くお詫び申し上げます。

信頼回復に向けて、強い意志で臨みます。

今後は、二度とこのような事態が発生しないよう、庁内全体でコンプライアンスやモラルの徹底、諸帳簿のセキュリティ確保など、必要な対策を図り、信頼回復に向けて強い意志で臨む次第であります。

すでに関係帳簿については、パスワード設定などによるアクセスを制限する早急な対応を実行し、全職員を対象として訓示を行ないましたが、この12月に入ってから、全職員を対象としたコンプライアンスの研修を実施いたしました。

同時に、職員の非違行為に対する処分量定の明確化を図ると共に、内外への説明責任としての公表義務などを定めた「懲戒処分の指針」の策定・公布を、実施したところであります。

「姫まりもちゃん」に関しても処分を行ないました。

また、ゆるキャラ「姫まりもちゃん」の著作権問題につきましては、議会の議決をいただいた上で、去る10月に原作者と正式な和解に至ったわけでありますが、この件に関しても12月1日付で、著作権に関する注意義務違反および問題の重要度の認識不足による不適正な事務処理などに対して、課長職1名に対する減給10分の1を2か月、課長職1名および係長職1名に対する戒告の懲戒処分はかを行ないました。

村民の皆様には、ご心配やご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

私も責任を痛感しております。

一連の不祥事につきましては、地方分権による行政の役割増大に対する職員の資質向上が求められ、行政サービス充実への村民の皆様の期待が高まっている中において、行政への信頼を大きく損なう結果となり、行政運営に及ぼす影響は非常に重いものがあります。

かかる事態を招きましたことに、行政のトップとしての責任を痛感するところであり、私お

よび副村長の両名も自らを律し襟を正すべく、給与の減額措置を図るために本定例会に関連条例を提出しましたので、よろしくお願いいたします。

就任後の2年間を振り返って

さて私は、村長任期の2年が経過し、中間の折り返し地点を迎えることとなりました。

私は村長就任時に、まず「政策の基本とするもの」は第4次長期総合計画であり、そこでまとめられた村民の希望を具体的にかつ効率的に実践していくことを公約しました。

このため、計画前期を終了する今年度、その実績を検証し、後期5年間の実施目標を具体化する作業を進め、今月8日に住民報告会を実施したところであります。

これまで、長期総合計画と個別政策の整合性が十分図れていない部分がありましたので、大きく前進できたのではないかと考えております。

また、「今すぐにも取りかかること」の一つとして、防災計画の整備と対策の充実を急ぐとしましたが、幸か不幸か昨年度の大雪の非常事態を経験し、そもそも災害に対応するとはどのような状況下に置かれるのかを

認識させていただきましたので、そのノウハウを策定中の山中湖地域防災計画に反映させる予定であります。

「役場の一番大事な役割」では、まず役場機能と職員の意識向上に真っ先に取り組み、機構改革も実施しておりますが、まだまだ効果が表れているとは言えず、私の考え方の提示のほか、職員との信頼関係の充実にも配慮していく必要性を感じております。

4つ目として「村政への村民の声」ですが、住民自治を目指し、まちづくりにおける住民座談会や景観に関する各種委員会など、住民総参加を目標とした事業実施を進めてきましたが、住民交流会・説明会などによる説明責任や意見聴取等の面においては、反省する部分が大いと感じております。

重点事業への取り組みについて

具体的に掲げた10の重点事業におきましては、3地区の交差点整備計画の推進や景観計画に基づき良好な風景づくり、大学等と連携した観光振興などを積極的に実施しておりますが、特に巡りあわせにも恵まれ、富士山の世界文化遺産への登録、山中地区サイクリングロードの工事着手といった大事業が実現い

たしました。

また、教育分野の学校教育の充実については、11月25日に第2次山中湖村教育推進審議会から「新たな小学校の建設に向けた新設校の設置場所等についての答申書」が提出されました。

これは、前村長時代に第1次審議会から答申を受けた「将来のあり方として山中小学校と東小学校を統合し新たな場所に小学校を新設することが望ましい」との内容を受け、設置場所等の可能性の検討を行なっていたものでした。

施設の老朽化による耐震面等への不安や小学校の学校・学級適正規模の確保、小中連携教育の推進など、教育環境を鑑みると将来の計画を具体化するための決断をする時期にきていると認識しております。

このため、両答申を尊重しながら、今後、議員各位をはじめ様々な皆様のご意見を拝聴していく中で、次世代の子どもたちに最適な結果となるよう、慎重に判断を検討していきたいと思っております。

村長任期の後半に向けて

私の村長任期後半のスタートは、山中湖村村名変更からちょうど50周年を迎える記念すべき新年となります。

リニューアル後の新庁舎という行政執行上の晴れの舞台が完成し、住民の皆様が訪れやすい環境を整えた憩いの場所としてもオープンいたします。

この恵まれた環境に感謝し、村民の皆様の福祉向上のために、全力で挑む覚悟でありますので、引き続き議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



村民交流ホール（1階）



正面玄関ホール

ご成人おめでとうございます！

平成27年山中湖村 成人式 1月11日（日）午後1時30分～

会 場 山中湖村公民館・講堂

対象者 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方

男性氏名（敬称略：順不同）

天野 洸一郎	天野 大志	池田 圭佑	伊藤 雄悟	岩村 直樹
長田 奈士	長田 将拓	木内 浩平	木付 健太	坂本 真人
梶浦 章	鈴川 馨亮	高村 伊織	高村 真伍	高村 大介
高村 憲英	高村 元貴	高村 錬	滝口 豪己	谷村 琢磨
中村 駿介	橋本 勇多郎	羽田 純	羽田 直輝	羽田 光穂
羽田 祥大	羽田 悠一郎	宮下 健一	渡邊 英孝	渡邊 佳喜

女性氏名（敬称略：順不同）

足立 京香	天野 祈典	天野 夏希	天野 由唯	長田 朱音
長田 美織	長田 未来	乙黒 ちか	北村 優佳	佐藤 衣理佳
佐藤 美紀	高村 ちさと	高村 真紀子	高村 真奈帆	種田 有里
槌屋 理衣	羽田 伊織	羽田 智美	羽田 尚未	羽田 雅音
羽田 真好世	羽田 桃子	羽田 里菜	平山 綾乃	三橋 史実
宮本 あすか	矢頭 可奈子	山口 ねね		

上記の名簿は、平成21年度（平成22年3月卒業生）に山中湖中学校を卒業した56名を含む、男性32名、女性33名の計65名のうち、名簿の掲載に同意していただいた58名の方を掲載しております。

（平成26年12月17日現在）

「はたちの献血キャンペーン」

輸血を必要とする尊い生命を救うために、善意の協力をお願いします。

血液は、現在の科学では人工的に作ることはできません。また、生きた細胞なので、長期間保存することも困難です。

風邪が流行する冬季は献血者が減少する傾向があるため、1月から2月末までの2か月間「はたちの献血キャンペーン」を実施し、新たに成人を迎える若者を中心とした県民の皆様へ、献血に関する理解と協力を呼びかけています。甲府献血ルーム「グレープ」(*)では、1月1日の休館日を除き、毎日午前10時から午後5時（成分献血は午後4時）まで受け付けを行なっています。

また、山梨県赤十字血液センターでは、献血バスが県内各地を訪れて地域における献血を実施しています。献血バスの日程表については、山梨県赤十字血液センターのホームページ（<http://www.yamanashi.bc.jrc.or.jp>）をご覧ください。

※甲府献血ルーム「グレープ」 甲府市丸の内1-16-20 kokoriビル2階

TEL 055-235-3135



～ 新成人の皆さんへ ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとった時や、病気やケガで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

●将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●「老後のため」だけのものではありません。

国民年金には、年をとった時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

●「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

●「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問い合わせ

大月年金事務所 TEL 0 5 5 4 - 2 2 - 3 8 1 1 / 山中湖村役場 税務住民課 TEL 6 2 - 9 9 7 3

第35回スポニチ山中湖ロードレース出場者募集！

第35回山中湖ロードレースの開催日が5月31日（日）に決定しました。

新緑の気持ちの良い風を浴びながら走る大会。普段は走れない車道を走り、富士山と山中湖を思う存分に満喫できます。参加を希望される方は、お早目に申し込みをお願いします。

◆申し込み開始 1月31日（土）午前10時～（定員になり次第終了）

◆申し込み方法 山中湖ロードレース公式ホームページまたは下記のQRコードからお願いします。

<http://yamanakako-roadrace.com>

◆参加費 4,500円

◆エントリー手数料 参加費の5.15%

◆募集人数 13,000人



第35回スポニチ山中湖ロードレース概要

開催日 5月31日（日）

種目 山中湖1周（13.6km）
ハーフマラソン（21.0975km）

参加人数 約13,000人

問い合わせ 山中湖ロードレース事務局 TEL 6 2 - 9 1 0 5（平日：午前9時～午後5時）

地区別むらあるきワークショップの開催結果報告

山中・旭日丘・長池・平野
各地区の宝みがき



■ワークショップの経緯

山中湖村では平成25年度から、村の「宝」を掘り起こし、これからの地域学習や観光に活用していくための取り組みを始めています。

地区別のむらあるきワークショップは、この取り組みの第5部にあたります。より深く個別の「宝」の情報を収集し整理するため、山中・平野・長池・旭日丘の4つの地区別にワークショップを開催しました。

今年度のスケジュール

6-7月	第3部 むらあるきワークショップ 花の都公園の宝の記事づくりと 宝のウォークラリーのクイズづくり
8月	第4部 夏休み宝さがしウォークラリー (花の都公園) ※雨天中止
10-11月	第5部 地区別むらあるきワークショップ 4地区(山中・平野・長池・旭日丘) ×2回

■第1回 開催状況

開催日:10月17日山中地区、10月20日旭日丘地区、10月21日長池地区、10月27日平野地区

これまでに掘り起こされた宝を、生き物や景色といった区分ごとに見直して、複数の人から宝にまつわる具体的なエピソードや感想を収集し、内容をみがいていきました。宝の話の中から、新たな宝も掘り起こし、地図上に位置を落としました。また、第2回のワークショップで実際に宝を見て歩くため、この歩く範囲を決めました。



<宝> **ままの森**
<村人の声>
・昔は崖のところからの富士山と山中湖の眺めがよかった。
・今は木が茂って見えない。
・今でも売店からは見えるのではないかな?

<宝> **石割神社**
<村人の声>
・長田家の祖先がおつげを受け、神社としたのが始まり。
・結婚式の時に入り口で神様にあいさつしていた。

集まった「宝」の例

■第2回 開催状況

開催日:11月11日長池地区、11月13日平野地区、11月14日旭日丘地区、11月15日山中地区

第2回に決めたむらあるきの範囲の「宝」について、これまでに集まった情報を見ながら直接確認してあるきました。また、今後、「宝」をどのようにみがき、つなげ、活用できるかを考えて、意見を宝の情報として追加しました。



<宝> **馬頭観音**
<村人の声>
・馬は昔の暮らしには欠かせず、大事にしていたため、今でも村内各地の家の敷地内で馬頭観音を祀っている。
・山中地区では、集めて祀られている場所がある。

<宝> **山野の実**
<村人の声>
・ヘビイチゴやしんどもめ(クサボケ)の実を焼酎に漬け、薬として使っていた。
・ひんぐりがえし(捻挫)や熱さましに効く。

歩いて確認した「宝」の例



■今後の進め方

これまでの取り組みの成果は、整理してデータベースとして、引き続き村民の皆様で追加・修正を加えながら充実を図っていきます。



開催告知

宝めぐり作ろう会

平成25年度から掘り起こしてきた山中湖村の「宝」を、山中湖村50周年記念に合わせて50テーマを選定して、冊子(宝めぐり)にまとめます。出来上がった「宝めぐり」は全戸配布を行なう予定です。

この「宝めぐり」は地域全体のおもてなし力を底上げし、また地域の魅力を外部に伝えるための取り組みの一環として取り組むものです。

作成にあたっては、「宝めぐり作ろう会—皆で山中湖村の宝を紹介する冊子を作ろう会—」(全2回)を開催し、これまでに情報を集めてきた「宝」の中から、掲載する「宝」や紹介する内容を決めていきます。

「宝めぐり作ろう会」開催日時

日時 第1回目 1月8日(木)

第2回目 2月2日(月) 予定
午後6時30分～8時

場所 山中湖村役場(2階会議室)

村民であれば、どなたでも参加できます。
より多くの方にこの選定に関わっていただきたいと思っておりますので、お気軽にご参加ください。

「宝めぐり作ろう会」の流れ

第1回 ・選定の考え方について、50選の決定

第2回 ・50選の宝の原稿内容について

※50選や原稿内容の決定は、事務局案をもとに、参加者のご意見を踏まえて追加・修正を行ないます。

第4次長期総合計画 前期基本計画の取り組み状況報告会を開催しました。

12月8日(月)、長期総合計画の取り組み状況報告会を山中湖村公民館で開催いたしました。多くの方にご参加いただき、また、ご意見をありがとうございました。

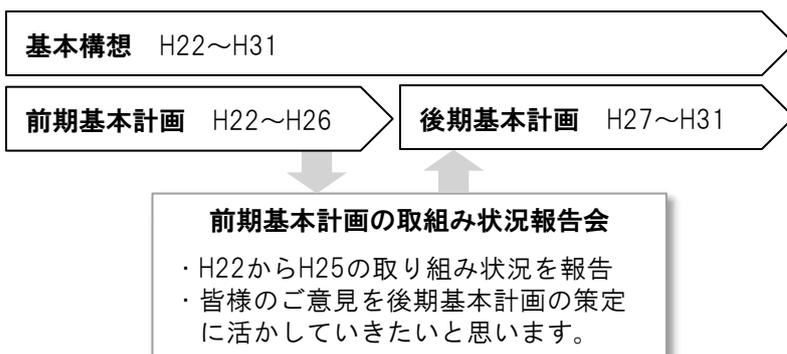
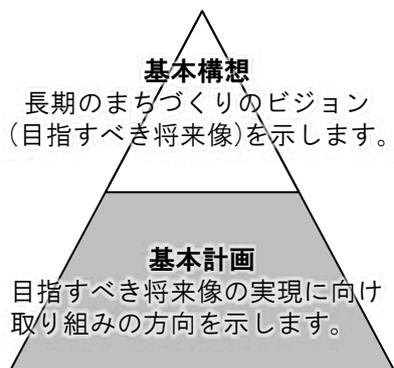
今後もパブリックコメント等の実施により、村民の皆様から様々なご意見をいただき、後期5年間の基本計画の見直しに活かしていきたいと思っております。

今後ともご協力をお願いいたします。



長期総合計画とは

- ・自治体の取り組みの方向を示す羅針盤として、重要な役割を担う計画です。
- ・基本構想・基本計画の2部構成になっており、今年度まで前期基本計画の計画期間です。
- ・今年度は、今後5年間の取り組みを行なっていくため基本計画の見直しを進めています。



このページの問い合わせ 山中湖村役場 企画まちづくり課 TEL 62-9971

「村長への意見箱」をご存知ですか？

昨年8月から、役場および各公民館・コミセンに「村長への意見箱」を設置しています。
 今回、意見箱に寄せられた「改善すべき」とのご意見に対し、回答いたします。
 今後も、住民の皆様から寄せられたご意見とその回答を村広報紙に掲載していく予定ですので、
 皆様からのご意見をお願いいたします。

ご意見①	土曜日公民館を利用できるようにしてほしい。
回答	利用状況の確認をしながら、教育委員会・管理人と協議して判断していきます。

ご意見②	公民館・コミセンに網戸をつけてほしい。
回答	旭日丘公民館・長池コミセンは設置済みです。山中公民館・平野コミセンは、取り付け可能な場所から順次設置していく予定です。

ご意見③	犬・猫の殺処分に反対です。
回答	山中湖村では、ボランティアのご協力により、現在殺処分は行なわれておりません。

ご意見④	自家用車にシール(※)を貼り山中湖村を宣伝したい。
回答	現在のシールは、村公用車の目印として使用していますので、今後要望把握を行ない、住民向けデザインの作成など検討していきます。



(※) 村公用車の目印として貼付しているシール

問い合わせ 山中湖村役場 総務課 TEL 6 2 - 1 1 1 1

山中湖村新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について、 皆様からのご意見を募集します。

新型インフルエンザおよび新感染症は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があります。

そこで村では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴い、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」等と相まって新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するために、「山中湖村新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しましたので、パブリックコメントを実施し、幅広く村民の皆様のご意見を募集します。

意見を提出できる方 村内に在住・在勤・在学の方、またはこの案件の内容に利害関係のある個人・団体

募集期限 1月13日（火）

提出方法 電子メール・ファックス・郵送・直接持参

提出様式 様式は、村ホームページからダウンロードしていただくか、いきいき健康課窓口で配布しています。

結果の公表予定時期 2月頃

結果および村の考え方の公表場所 いきいき健康課窓口、村ホームページ

※提出された方の個人名等は公表しません。また、ご意見への個別の回答は出来ませんので、ご了承ください。

問い合わせ 山中湖村役場 いきいき健康課 健康係 TEL 6 2 - 9 9 7 6 ・ Fax 6 2 - 9 9 8 1
 〒 4 0 1 - 0 5 9 5 山中湖村山中 2 3 7 - 1 山中湖村老人福祉しあわせセンター
 Eメール：kenkou@vill.yamanakako.lg.jp

国民健康保険制度改正のお知らせ

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります！

同じ月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合、申請して認められれば限度額を超えた分は「高額療養費」として後から支給されます。この自己負担限度額の所得区分が、平成27年1月から細分化されます。※70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額は変更ありません。

改正前（平成26年12月診療分まで）

区分		所得要件	限度額（円）
A	上位所得者	「旧ただし書所得」 600万円超	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1% 《多数回該当 83,400円》
B	一般所得者	「旧ただし書所得」 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 《多数回該当 44,400円》
C	低所得者	住民税非課税世帯	35,400円 《多数回該当 24,600円》



- ※「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。
- ※多数回該当とは、高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合、4か月目からの該当になります。

改正後（平成27年1月診療分から）

区分		所得要件	限度額（円）
ア	上位所得者	「旧ただし書所得」 901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 《多数回該当 140,100円》
イ		「旧ただし書所得」 600万円超901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 《多数回該当 93,000円》
ウ	一般所得者	「旧ただし書所得」 210万円超600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 《多数回該当 44,400円》
エ		「旧ただし書所得」 210万円以下	57,600円 《多数回該当 44,400円》
オ	低所得者	住民税非課税世帯	35,400円 《多数回該当 24,600円》

■限度額認定証

- ・限度額認定証を提示した場合、医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。
- ・限度額認定証は、役場税務住民課で交付しています。（保険税を滞納していると交付できない場合があります。）
- ・入院などで医療費が高額になるときは、限度額認定証の提示を忘れずに！
- ・すでに限度額認定証が交付されている方で、1月以降も限度額認定証が必要な方は、制度改正により限度額適用区分の記載内容が変更になりましたので、税務住民課で新しい認定証の交付手続きをお願いします。

■自己負担額の計算条件

- ・暦月（1日～末日）ごとに計算します。
- ・同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。
- ・2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。
- ・入院時の食事代や差額ベッド代など、保険適用外の医療行為は対象外です。

問い合わせ 山中湖村役場 税務住民課 Tel 62-9972

山中湖村では、平成27年度から個人住民税の特別徴収の完全実施を行ないます。

- 個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税（村民税+県民税）を徴収（天引き）し、納税義務者である従業員に代わって、6月から翌年5月の年12回に分け、各従業員のお住まいの市町村に納入していただく制度です。
- 法律（地方税法第321条の4の規定および山中湖村税条例第45条の規定）により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業所（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければなりません。

※特別徴収完全実施に伴い、給与支払報告書を提出の際、普通徴収（個人納付）とする場合は「普通徴収への切替理由書」の提出と給与支払報告書に切替理由の記入が必要となります。

※切替理由書の提出がない場合や給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に記載のない場合は、特別徴収の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

給与支払報告書の提出は2月2日（月）までです。

今年も給与支払報告書を提出していただく時期になりました。所得税法、地方税法により、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間に給与を支払われた事業所（個人を含む）は、受給者の方々全員についての給与支払報告書を、平成27年1月1日現在でお住まいの市町村へ1月末日までに送付していただくことになっております。給与支払報告書を提出する際は、総括表を必ず添付してください。

なお、平成27年度特別徴収義務者の対象となっている事業所には、すでに送付させていただいております。

特別徴収義務者の対象となっていない事業所や給与支払報告書、総括表のない事業所については、山中湖村役場税務住民課に請求してください。

「確定申告書等作成コーナー」 から e-Tax へ簡単申告 !!

「確定申告書等作成コーナー」は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) から検索できます。

① 国税庁ホームページから電子申告

② 添付書類を提出省略

③ 還付金がスピーディ

④ 24時間いつでも利用可能

※贈与税の申告も「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、作成したデータを e-Tax を利用して送信できます。

償却資産の申告は2月2日（月）までです。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における、償却資産の所有状況を1月末までに申告していただくこととなっております。償却資産の所在する市区町村ごとに、その資産の所在地・種類・名称・数量・取得年月・取得価格・耐用年数など評価の算出に必要な事項を申告書に記載し、提出してください。

償却資産とは…

土地や家屋をお持ちの方には固定資産税が課税されますが、会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いる構築物・機械・器具・備品等の有形固定資産を償却資産といい、固定資産税が課税されます。申告されなかったり、虚偽の申告をされた場合は、罰則規定の適用を受けることがあります。また、課税対象にならない償却資産として、耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満であるもの、または取得価格が20万円未満で事業年度ごと一括して3年間で償却を行なうもの、自動車税・軽自動車税の課税対象になるもの、および家屋として課税されているものがあります。

確定申告

問い合わせ 大月税務署 TEL 0554-22-3151

「電話センター」につながりますので、その後は自動音声に従ってください。

◆所得税と復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の受け付けおよび納税の期限は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。

◆還付の申告は、1月5日(月)から提出することができます。

◆贈与税は、2月2日(月)から3月16日(月)までです。

◆個人事業者の消費税と地方消費税は、1月5日(月)から3月31日(火)までです。

※口座振替をご利用の場合の振替日は、所得税と復興特別所得税が4月20日(月)、消費税と地方消費税が4月23日(木)です。

大月税務署では、2月12日(木)から3月31日(火)の間、「申告書作成会場」を設けて、申告書の書き方等アドバイスを行なっております。(土、日・祝日を除きます。)

◆国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に必要な各種情報等を提供しています。ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で入力した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができるe-Tax(イータックス)があります。

また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

なお、国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、ご利用ください。

◆申告書の提出は、郵便または信書便による送付をお願いします。申告書の「控」に税務署受付印の押印および「控」の返送を希望する方は、ボールペンまたは万年筆で記載した「控」と宛先を記入した返信用封筒(切手を貼付)を同封してください。

◆税務署からは、申告書の提出後に「納付書や納税のお知らせ」は送付されませんので、申告により納付すべき税金は納付期限(=申告期限)までに、納付書により最寄りの金融機関の窓口、もしくは税務署窓口で納税をお願いします(口座振替を除く)。

※「納付書」は、税務署および金融機関にあります。

◆国外財産調書の提出について

平成26年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3月16日(月)までに「国外財産調書」を提出しなければなりません。

確定申告の相談会のお知らせ

会 場	確定申告書作成相談会		税理士会が行なう無料申告相談	
	開催日	時 間	開催日	時 間
富士吉田市民会館	1月27日(火)	午前10時~正午 午後1時~4時	2月3日(火) 2月4日(水)	午前10時~正午 午後1時~3時
富士河口湖町 中央公民館	1月28日(水)		2月10日(火)	

相談会場にお越しの際は、下記のものをご持参ください。

- ・平成26年分の収入金額・必要経費・所得金額のわかるもの、源泉徴収票、国民健康保険の領収書、国民年金保険料および国民年金基金の掛金の支払いをした旨を証する書類、生命保険料・地震保険料・寄附金等の各種控除の支払いをした旨などを証する書類、申告書が税務署から送付された方はその申告書。
- ・平成25年分の申告書・収支内訳書等の「控」。
- ・「印鑑(認印)」、「計算器具」、「筆記用具」など。
- ・還付申告の方は、還付金の振込先金融機関名・預貯金種別・ご本人の口座番号がわかるもの。
- 「確定申告書作成相談会」では、申告書作成のためのアドバイスと申告書の受け付けを行ないます。
- 「税理士会が行なう無料申告相談」は、小規模納税者の方の所得税・消費税、年金受給者および給与所得者の所得税の申告を対象としております。

土地・建物および株式などの譲渡所得のある方、所得金額が高額な方、収入金額が多額な方、相談内容が複雑な方は、ご遠慮ください。

『税金弁論大会』および『税についての作文』に山中湖中学校の代表として選ばれた生徒2人の原稿を紹介します。

第29回中学生による税金弁論大会

大月税務署管内の中学校15校の代表による税金弁論大会が去る11月21日（金）、大月東中学校で開催され、本村からは山中湖中学校3年の佐藤萌花さんが出場し、「優良賞」を受賞されました。おめでとございませう。

「豊かな生活を支えているもの」

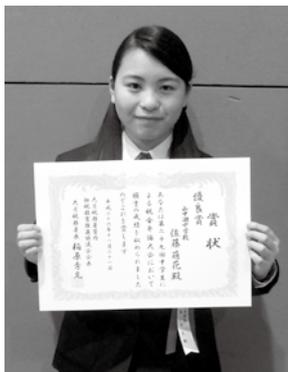
山中湖中学校3年 佐藤 萌花

「税金」。税金と言われて私がいまず思いつくのは、自分の好きなものを買うときに払う消費税でした。その消費税も今年の4月に、5パーセントから8パーセントとなり、私の中では「やっかいなもの」というイメージです。少ないお小遣いの中から欲しいものを買おうとしても、消費税が邪魔をして、買いたいものが買えないことがありました。なぜ、こんな「やっかいなもの」があるのか。なぜ、増税しなければならぬのか。私には不思議でなりません。

しかし、ある体験を通して、税金は私たちの生活になくてはならない、本当にありがたいものだとかから感じるようになりました。

それは、皆さんも覚えのある、今年の2月に降った大雪のことです。

私の住んでいる山中湖村は、1メートル70センチもの雪が積もり、身動きできない状態となっていました。私たち家族は、全員で雪かきをしました。1日かけてもなかなか思うように進みませんでした。3日目の朝、ようやく村の除



雪車が来てくれました。この3日間、私たち家族は孤立状態でしたが、遠くから除雪車の音が

聞こえて、道が開けたとき、「よかったね。助かったね」と声を出して喜び合い、安心したのを覚えています。そのとき、おじいちゃんが言っていた、「税金をこうやって上手に使ってくれて、本当にありがたいな」という言葉が忘れられません。「あ、そうなんだ。これも税金なんだ」と、このとき初めて税金のありがたみを実感しました。

先日ニュースで、御嶽山の噴火を知りました。残念ながら山梨県では、4人の方が亡くなってしまいました。救助にあたる自衛隊や消防の方々、火山灰や火山ガスが漂い、いつ噴火するか分からない恐怖の中、命がけで行方不明者の捜索をしていました。災害救助に興味を持った私は、インターネットでこの件について調べてみました。すると、あるページの隅に、「この救助

は税金でまかなわれている」と書いてあり、「こんな所にも税金が使われているんだ」と驚きました。

税金は、私たちの命や、安心、安全を守る自衛隊や消防、道路の整備などの公共サービス、年金、医療、福祉、そして私たちの教育にも使われています。

今まで話したことは、私たちの中で、「ごく当たり前のこと」となっていないでしょうか。

もし、税金がなかったら、毎日通う学校にかかるお金を、自分たちですべて払わなければならなかったり、大雪や噴火などの災害のときも、自分たちで対処しなければなりません。それはとっても大変なことですし、皆さん、できるでしょうか。正直私はできないと思います。国や地方公共団体の助けが必要です。このようにして考えてみると、どれだけ税金が私たちの日常生活にとって「大切なもの」なのか気づかされます。

払うときには本当に「やっかい」だと思える消費税ですが、豊かで安心な日常生活を送るためには、なくてはならない存在で、私たちが税を納めることで安心安全で、豊かな生活が支えられているのです。

この税金を考える機会を通して、税金は、決して払うものではなく、「私たちのために納めるものなんだ」ということに気づきました。

今月は、住民税第4期・国民健康保険税第7期の納期限です。
納期限 2月2日(月)：口座振替日 2月2日(月)

税金は納期限内に
納付しましょう!

平成26年度『税についての作文』より

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会では、共催で毎年全国から「税についての作文」を募集しています。大月税務署ではその「税についての作文」に応募した作文の中から各市町村長賞を新設し、昨年本村では山中湖中学校3年の大森美穂さんが、山中湖村長賞を受賞されました。おめでとうございます。

「私たちの未来と税金の世界」

山中湖中学校3年 大森 美穂

「難しい」。これが、私の税金に対する最初の印象です。これまで税金について、私は何も知りませんでした。私たち子どもには、関係の無いものだと思い込み、知ろうともせず、いつもと変わらない生活をしていました。

しかし、自分自身もだんだん大人に近づき、税金とは何かを考えるようになりました。そして、色々なことを学び始めました。

税金には様々な種類があります。それらに共通して言えることは、一つがととても大切で、私たちが生きていく上で欠くことのできないものだということです。

実際に私たちの生活では、多くのところで税金が使われています。

上下水道、道路や信号の整備、公



共施設の建設等、知れば知るほど税金の大切さがよく分かります。私の学校生活においても、机や椅子、教科書等、普段何気なく使っているものが、すべて税金で賄われており、「すごいな」と驚きます。

そこで、私たち子どもには関係の無いものだという考えを改めなければいけません。税金は、決して大人だけの問題ではなく、私自身も、実際にお店で商品を購入すると、消費税を支払います。これも税金の一つです。

自分たちの暮らしを支えるため、国や地方自治体に税金を納める義務

を果たすことは、とても素晴らしいことです。当たり前のように思っている方も多いと思いますが、日本人々が、支え合いながら生きていくということが実感できます。

しかし、2014年4月、それまで5パーセントだった消費税は、8パーセントとなりました。今後さらに税率は上げられる予定です。

このように増税をする理由の一つに、少子高齢化の問題があります。少子高齢化の急速な進行は、社会保障費の増大につながっています。そのことを考えると、消費税の引き上げは正しいと思えます。今は納得のいかない部分もあるかもしれませんが、私たちの未来を支える上で、現状をしっかりと受け止め理解を深めることが必要です。

今回、税金について、色々なことに考えをめぐらせてみました。最初は無関心でしたが、様々なことを調べていくうちに、「もっと知りたい」「理解したい」という気持ちが出てきました。これからは税金のあり方について、しっかりと考え、私たちの未来が楽しく、明るくなるようにしていきたいと思えます。

税理士による年金受給者および給与所得者に対する無料相談のお知らせ

日時 2月24日(火) 午前10時～正午、午後1時～4時

会場 富士吉田市民会館

対象者 公的年金等受給者で所得税確定申告書を提出する方

年金受給者および給与所得者で医療費控除の還付申告書を提出する方

※土地、建物および株式などの譲渡所得のある方は、ご遠慮ください。

問い合わせ 東京地方税理士会 大月支部事務局 TEL0555-22-8481

お年玉 プレゼントのお知らせ！

夏に実施し大変好評だった「山中湖情報創造館10周年記念・図書館バッグプレゼント」の第2弾を、お年玉プレゼントとして実施します。

(貸出の際にプレゼント引換券をカウンターでお受け取りください。返却時に必要事項をご記入の上、引換券をカウンターまでお持ちください。詳細は、館内ポスター・ホームページ等でご確認ください。)



- *プレゼント券配布期間：1月2日(金)から引換券配布終了まで。
- *バッグ交換最終期限：3月29日(日)まで
- *プレゼントは、おひとり様1回(ひと家族2枚まで)に限らせていただきます。
- *貸出と同日の引換はできませんので、ご了承ください。
- *数に限りがありますので、お早めにお越しください。
- *前回プレゼントをお受け取りの方は、対象外となりますので、ご了承ください。

オーレTalk 第4回

1月18日(日) 午後1時30分～

今回のテーマは「スウェーデン映画の人々」です。

皆様のご参加をお待ちしております。

フリーマーケット 1月25日(日)

午前10時～午後3時

フリーマーケットに出店していただいた皆様からの出店料は、ブックスタート事業の原資とさせていただきます。

新着CD&DVD

新しいCDとDVDが到着しました。本だけではなく、こちらもお家でゆっくりお楽しみください。

*返却期限は、本・雑誌→3週間 CD・DVD→1週間です。

◆情報創造館1月のイベントカレンダー

日付	曜日	イベント名	対象	申込	費用	時間
☆毎週☆	月	月曜日 こどもの時間	☆小さなこどもの優先時間☆			午前10時～午後3時
☆毎週☆	火	PCサロン(パソコン教室)	どなたでも	要	要	午前10時～11時30分
12日	月・祝	コールふじまりも 合唱練習	どなたでも	要	要	午前10時～正午
18日	日	オーレTalk 第4回	どなたでも	—	—	午後1時30分～3時
25日	日	おはなしタイム	小学生以下	—	—	午後2時～2時30分
		図書館でレゴ	どなたでも	—	—	午前10時～午後3時
		フリーマーケット		—	—	午前10時～午後3時
30日	金	月 末 休 館 日				

あけましておめでとうございます。
今年も、皆様のご利用をスタッフ一同お待ちしております。

コラム その102

新年、あけましておめでとうございます。
一年の計は元旦にありといいますが、未来予測も計画も立てにくい時代になりました。ハイテクの分野における技術革新、医療分野における技術革新、いたるところで起きていた様々な技術革新。個々には未来を計画し、それに向かって日々努力をしています(これはある程度予測可能)。それらのひとつひとつが研究室から製品になり商品として世の中に登場すると、そこで生まれる『相互作用』と『相乗効果』が、

未来を予測不可能なものにしてしまいます。不確定な時代においては、一年の計はどうやら元旦だけではなく、毎日毎時毎瞬間にあるのかもしれない。図書館には過去は歴史で、現在はジャーナリズムで、そして未来はSF(空想科学小説)というカタチで『本』になって存在してたりします。もしかしらお正月休みに読む一冊が今年一年を変えられるかもしれません。

山中湖情報創造館は1月2日の朝9時30分から開館しております。ぜひご来館ください。

館長 丸山高弘

おはなしタイム

1月25日(日)

ごご2じからはじまるよ！
こんげつは、どんなおはなしかな？

*メダルカードをプレゼント！

図書館でレゴ

1月25日(日)

午前10時～午後3時
今度は何を作ろうかな？

*メダルカードをプレゼント！

電子図書館サービス実証実験 好評実施中!!

☆閉館時間変更・休館のお知らせ☆

冬季12月から3月の間、閉館時間が2時間早くなっております。

開館 午前9時30分 ⇨ 閉館 午後7時

風生庵・蒼生庵は3月20日(金)まで閉館いたします。

文学館案内

三島由紀夫文学館 ☎0555-20-2655 徳富蘇峰館 ☎0555-20-2633

<http://www.mishimayukio.jp> ✉info@mishimayukio.jp

開館時間/10:00~16:30(入館は16時まで) 休館日/月曜日(祝祭日の場合は翌日)

新年おめでとうございます。

今年は三島由紀夫没後45年、生誕90年です。加えて戦争終結70年になります。この節目の年にあわせ各地でさまざまな行事が企画されており、本文学館もすでにテレビの取材を受けております。

そこで本館では、特別展示として「終戦前後の三島由紀夫」を開催する予定です。昨年の「戦時下の三島由紀夫」に引き続いて、本館ならではの貴重な所蔵品を中心に展示いたします。

また、今年もこれまでどおり、夏はリーディング公演・秋はレイクサロンと、一層充実した企画を考案中ですので、変わらぬご理解とご支援をお願い申し上げます。

三島由紀夫文学館 館長 松本 徹



好評につき会期延長！

昨年より開催中の企画展「戦時下の三島由紀夫」—学習院高等科時代—は、初めて「三島由紀夫」の筆名で出版した「花ざかりの森」の原稿を中心に、当時の活動や生活を示す重要資料を多数展示し、好評を得て開催してまいりました。

今年は戦後70年であり、三島由紀夫にとって節目の年ともなることから会期を延長し、以前展示できなかった未発表原稿や詩などの大変貴重な資料を多数展示し、リニューアルしました。この機会にぜひご覧ください。



※新年は1月4日(日)から通常通り開館します。村民の皆様は無料で入館できます。

※1月27日(火)から2月1日(日)まで、展示替えおよび資料点検のため臨時休館とさせていただきます。

1月26日(月)・2月2日(月)は通常の休館日となりますので、ご了承ください。

山中湖いきいきプラン

新年あけましておめでとうございます。

いきいきプラン推進委員になって、早1年が過ぎ、馴染みのなかった「イクメン」、「男性の育児休業」などの言葉が現実味を帯びてきました。

周りの友人も結婚し、子どもが生まれ子育てが始まっています。

そんな時、「少子化解消へ男性も育児を」という記事が新聞に載っていました。



①最近「イクメン」という言葉も定着してきたこと。

②女性が働きながら産み育てられる社会にしていかなければ、少子化解消にはならないこと。

③男性も育児に積極的に関わること。

これらの記事を見て「イクメン」というと、「家事・育児の分担」というイメージを持ちますが、「子どもの頃から日常的に家事などに関わりを持つことが大切で、それは社会の中で生き抜く力を身に付けさせることであり、それには自然の中で思い切り遊ばせることが一番である。」と書かれていました。

これから結婚を考えている方は、世の中の情勢など何かと不安が多いと思います。そのような方のために国や県でサポートセンターを設置して、これから初めて親になる男性や女性を支援していただきたいと切に願います。

水道の凍結防止のお願い

冬期間中は水道管の凍結・破裂が多く発生します。凍結すると高い修理費がかかってしまう場合もありますので、水道管の寒さ対策をお願いいたします。

対策1 水道管を保温する

屋外に露出している水道管に保温材や電熱線を巻いてください。

対策2 水抜きをする

長期間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉めて蛇口を1つ開けて水を抜いてください。

対策3 水を出しておく

水抜き栓がないご家庭や冷え込みが厳しい場合は、少量の水を出すことで凍結を防ぐことができます。（※流す水の量に応じて料金も増加しますのでご注意ください。）

※万が一、ご家庭の水道管が凍結・破裂してしまった場合は、山中湖村指定の水道工事店（村ホームページに掲載）にご相談ください。修理費用は使用者負担となります。



漏水チェックは定期的に

宅地内の水道管および器具類は、水道利用者の管理となっています。漏水を早期発見するために、時々点検を行ないましょう。

漏水が原因の場合でも水道料金はお支払いいただくこととなります。

漏水の点検方法は、全ての蛇口を閉めてからメーターを見た時に、回転パイロット（風車型）が回っていると漏水の疑いがありますので、指定水道工事店に直接修理を依頼してください。

水道・下水道に関するお問い合わせは、下記までお願いします。



回転パイロット
(水使用時に時計回りに回転)

問い合わせ 山中湖村役場 生活産業課 上下水道係 TEL 62-9974



冬季講座「富士山に生育する植物」 1月18日(日)開催

一昨年の冬季講座に来ていただいて大変好評だった昭和大学講師の磯田進氏をお招きし、「富士山に生育する植物」の講義を開催いたします。

富士北麓地域に生育する身近な植物の特長、類似する植物や語源、薬用などを紹介してまいります。多数の方のご参加をお待ちしています。

日 時	1月18日(日) 午前10時～正午
場 所	交流プラザシアターひびき 楽屋棟2階
定 員	30名(無料)

申し込み締め切り 1月14日(水)

【申し込み・問い合わせ】 山中湖交流プラザきらら内 NPO法人 富士山自然学校

新春特別企画 らくらくエクササイズ無料体験会(全6回)開催

新年あけましておめでとうございます。

今年も、きららスポーツ部門では各種スポーツ教室を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

今回、新春特別企画として1月から3月の期間限定で、「らくらくエクササイズ」の無料体験会を実施いたします。日頃の運動不足やカラダの調子を整えたい人を対象とした、誰でも簡単にできる内容になっています。この機会に、みんなで楽しくカラダを動かして運動習慣を身につけましょう。

体験日 1月29日(木)
2月5日(木)・12日(木)・19日(木)
3月5日(木)・12日(木)

時 間 午後1時30分～2時30分(1時間)

場 所 交流プラザきらら内「楽屋棟」

定 員 15名程度(無料)

講 師 杉山和代(GSCインストラクター)

申し込み 1月15日(木) 午前9時から電話で受け付けをいたします。

内 容 簡単なエクササイズ&ストレッチでカラダをほぐしてから、脂肪燃焼に効果的な有酸素運動を行なうプログラムで、誰でも楽しく参加できます。



【申し込み・問い合わせ】 山中湖交流プラザきらら内 スポーツ部門・スポーツ教室担当スタッフ

平成27年度から木質ペレットストーブ設置費補助金制度を開始します！

村では、4月1日以降に木質ペレットストーブを設置および納品したストーブに対し補助金を交付します。

補助金対象者 村民(村内に住所を有する者)

補助金の額 木質ペレットストーブ設置費の1/2(上限20万円)

申請受付 平成27年4月1日から

必要な書類 ①領収書の写し、②保証書または納品書の写し、③設置状態の写真、④住民票、⑤納税証明書、⑥誓約書(様式第2号)、⑦返信用封筒(82円切手を貼ったもの)

詳細については、村ホームページ(<http://www.vill.yamanakako.lg.jp/docs/2014120400013/>)に要綱・事務要領を掲載しております。ご不明な方は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 山中湖村役場 生活産業課 暮らしエネルギー係 TEL 62-9978

『チーム山中湖』が始まりました！

高齢者が住み慣れた本村で、安心・安全に暮らすためには、地域の支え合いや助け合いが必要不可欠です。支え合いを考える第1弾として開催された「チーム山中湖」では、山中湖村の高齢者の現状を学んだり、生活する上での課題等を参加者が本音で出し合いました。

第2弾では、出された課題に対し、お互いに助け合う仕組み作りについて考えます。「住んでいて良かったと実感できる山中湖村」を目指し、地域と行政が一体となって生活支援を考える『チーム山中湖』に参加してみませんか？



第2回目 『チーム山中湖』を開催します！

日時 1月27日（火）午後1時30分～3時30分

場所 村老人福祉しあわせセンター（役場隣）

内容 高齢者が生活する上で課題と思われる内容について、お互いに支え合う仕組みを考えます。アドバイザーに山梨学院大学教授 竹端 寛 先生をお迎えします。

対象者 どなたでも参加できます。

その他 1月20日（火）までに、村地域包括支援センターに申し込みをお願いします。

問い合わせ 山中湖村役場 いきいき健康課 地域包括支援センター ☎62-9976

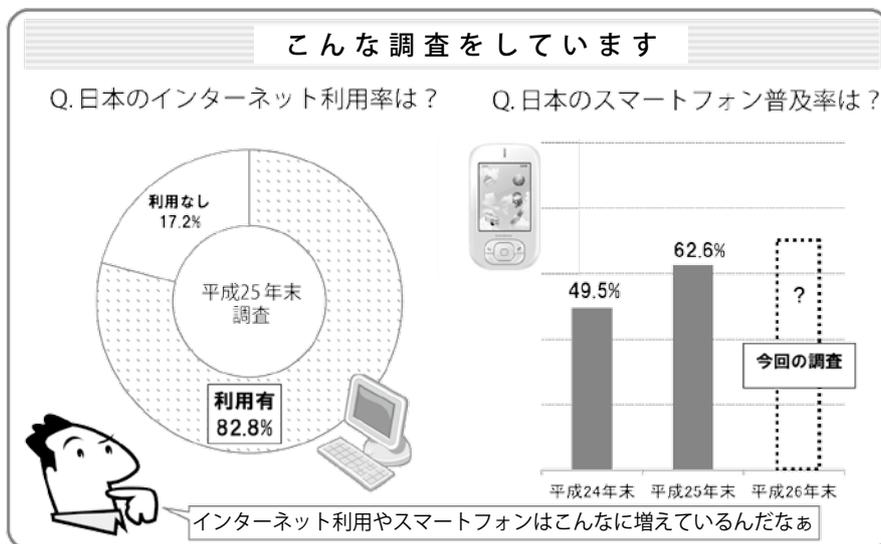
総務省より「通信利用動向調査」へご協力をお願いします。

Q. 通信利用動向調査って？

A. 総務省で抽出された世帯および企業を対象に毎年行なっている、インターネットや携帯電話・スマートフォンなど、我が国の通信・放送サービスの利用状況を把握する調査です。

Q. 調査して何に使うの？

A. 国の政策や民間企業など、様々な分野で通信に関する重要な基礎資料として活用されますので、皆様のご協力をお願いいたします。



- ・本調査は、統計法に基づく承認を得て、住民基本台帳を元に実施しております。
- ・ご記入いただいた情報は厳重に管理した上で、統計の作成以外の目的には一切使用いたしません。
- ・調査結果は6月下旬（予定）に総務省より発表されます。
- ・昨年度の調査結果は下記URLをご参照ください。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>

調査についてのお問い合わせ

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 情報通信経済室 TEL03-5253-5744

村では臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給促進のため申請受付を 1月30日（金）まで延長します！

まだ申請されていない方で該当になると思われる方は、早めに申請をお願いします。

臨時福祉給付金とは・・・消費税率の引き上げにともない、**低所得者の方に対し支給する給付金**です。

支給対象者（低所得者）・・・平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方。ただし、低所得者を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者等は対象外です。

給付を受けるためには・・・住民税の申告を行ない、所得金額等を確定する必要があります。

※住民税の申告に関する詳しい内容は、役場税務住民課調査課税係（Tel 62-9972）へご確認ください。

※詳しくは、広報やまなかこ4月号または村ホームページをご覧ください。

問い合わせ 山中湖村役場 いきいき健康課 福祉係 Tel 62-9976
特設コールセンター Tel 0570-037-192

「第39回富士北麓地域 高齢者作品展」作品募集について

2月25日（水）から27日（金）の3日間、富士吉田市立老人福祉センターで第39回富士北麓地域高齢者作品展が開催されます。出展希望の方は1月20日（火）までに、役場いきいき健康課に申し込んでください。

※1月20日（火）を過ぎての申し込みは受け付けできません。

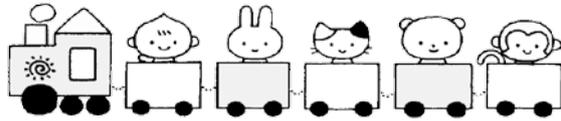
また、下記規格外の作品も受け付けできませんので、ご注意ください。

【出品資格】 60歳以上（昭和31年4月1日以前に生まれた方）のアマチュアの方。

【出品種目・規定】 作品展開催1年以内に制作した自作で、未発表のもの。

- ①日本画の部 ア、水墨画を含む
イ、10号（53.0cm×33.3cm）以上、50号（116.7cm×116.7cm）以内とする。
ウ、額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可。
なお、30号以上の作品については額縁の幅（マットを含む）は6cm以内とする。
- ②洋画の部 ア、油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画などとする。
イ、10号以上、50号以内とする。（版画については10号未満も可）
ウ、額装をする。ガラスは不可。
なお、30号以上の作品については額縁の幅（マット含む）は6cm以内とする。
- ③彫刻の部 ア、高さ200cm×幅100cm×奥行100cm以内とする。
イ、重量は200kg以内とする。
ウ、彫塑含む。
- ④工芸の部 ア、工芸作品（陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他）とする。
イ、立体作品は高さ60cm以内とし、平面（壁面を含む）作品は50号以内とする。
額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅（マット含む）は6cm以内とする。
ウ、屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149cm×横140cm以内とする。
- ⑤書の部 ア、漢字、かな、篆刻、調和体および前衛、刻字を問わない。
イ、額、枠、軸装いずれも可。表装仕上り寸法は1,5㎡以内とし、縦型式は一辺が242cm、横型式は一辺が182cm以内とする。なおガラスは不可とし、重量は10kg以内とする。
ウ、篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39cm×横30cm以内の額装とする。
刻字作品の大きさもこれに準ずる。
エ、釈文を作品の裏面に貼付すること。
- ⑥写真の部 ア、カラー、モノクロを問わない。
イ、長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする。
ウ、木製パネル仕立てとする。額装の場合、アクリルは可とし、ガラスは不可とする。
エ、使用機材は問わない。プリント方式は銀塩プリント・インクジェットプリントを問わない。
デジタル合成写真は不可とする。
- ⑦文芸の部 ア、短歌は色紙に、俳句、川柳は短冊にしたための。

問い合わせ 山中湖村役場 いきいき健康課 福祉係 Tel 62-9976



つどいの広場 1月の予定

【開館日】 月・水・金曜日 【時間】 午前9時～午後4時

開催日	事業名	時間	内容
7日(水)	つどいの広場始まります!	午前9時～	新しい年のスタートです。今年もよろしくお祈りします。
9日(金)	山中保育所 園庭開放	午前9時～11時	雪があれば雪遊びの準備もお願いします。
14日(水)	だんご作り	午前10時30分～	正月の伝統行事であるだんご作りを広場利用者の皆さんと一緒に楽しく作ります。
16日(金)	簡単おやつ作り 講師 村栄養士(三橋さん)	午前10時30分～	お家で簡単に作れて栄養もしっかり!そんなおやつをつどいの広場で一緒に作りましょう!
19日(月)	キッズ&ベビービクス 講師 石倉秀子さん	午前10時30分～	子どもにもストレスはあります。そこで乳児にはベビーマッサージでリラックス。キッズは音楽に合わせて体を動かし親子一緒にリフレッシュしましょう。
21日(水)	山中保育所 園庭開放	午前9時～11時	雪があれば雪遊びの準備もお願いします。
23日(金)	魔女の宅急便さんによるお話し会	午前10時30分～	毎回好評の魔女の宅急便さんの「冬のお話し会」です。この季節ならではの楽しいお話しをしていただきます。予約なしで気軽に参加できます。
26日(月)	絵本の読み聞かせ会 (森の中の絵本館 石井さん)	午前11時15分～	森の中の絵本館からのお届けです。やさしい語りかけで絵本の楽しさを紹介してくれます。
28日(水)	絵本の読み聞かせ (情報創造館 丸山館長)	午前11時15分～	お薦め絵本の紹介や楽しいお話し会を開催します。
	身体測定	開館中いつでも測定できます。	赤ちゃん用の体重計があります
30日(金)	お誕生会(1月生まれのお友達をお祝いしましょう。)	午前11時30分～	ランチ参加者は1品持ち寄り日です。みんなで1品持ち寄ってワイワイ食べましょう。

平成26年度子育てサポーター養成講座が終了し、山中湖村子育てサポーターの登録数が50名になりました!

今年度は9名の方が子育てサポーター養成講座を受講しました。9名のうち7名の方が子育てサポーター養成講座を修了し、いきいき健康課長から修了証が手渡されました。また、2名の方には受講証が手渡されました。これからは、子育てサポーターとして村の子育て支援事業やボランティア活動にご協力いただけます。なお、子育てサポーター養成講座は、今年度で終了とさせていただきます。



今年度「修了証」を取得した子育てサポーター
写真左から、天野由美子さん、坂本里朝さん、天野千幸さん、高村智恵美さん、成本恵子さん
(欠席：松本あきのさん、坂本朋恵さん)

今月の子育てワンポイント・アドバイス♪ -新米パパとママに贈ることば-

「子どもって、おもしろいよねえ」、「子育て時代が一番楽しかった〜」、パパ・ママOB達は、忙しかったはずの子育て時代を振り返って、なつかしみます。

近頃、子育てはお金がかかって大変という声を聞きます。また、子育て中は子どもにかかりきりになって、自分のやりたいことが出来ないという声も聞こえます。

「子育てって大変だ」と出産を見合わせる人も増えてきました。出生率も低いまです。

しかし、実際に子育てをしてみると、子どものために費やす時間もお金も以外と惜しくないものです。

子育てをすることで新しい発見をすることも多くあります。夫婦にとって、苦労は多くても子育て中がもっとも楽しい時期でもあるのです。

もうすぐ、パパやママになるあなたに…、心配するにはおよびません。昔から「案ずるより産むが易し」ともいいます。赤ちゃんの誕生まで仕事にも精を出しましょう。家事もテキパキとこなしましょう。

小まめに体を動かした方が安産につながると思います。いい機会ですから、パパも家事を覚えながら、赤ちゃんの誕生を待ちましょう。きっと、赤ちゃんが幸せを運んでくれますよ。





あけましておめでとうございます。
今年も職員一同よろしくお願ひいたします。



支えあいの村をつくるために話し合いました。

12月7日(日)、「山梨コミュニティソーシャルワークフォーラム in 山中湖」を旭日丘公民館で開催しました。当日は40名の参加があり、健康科学大学の川村岳人准教授を講師に、グループに分かれて山中湖村における生活上の困りごとについて、みんなで話し合いました。

午後からは、その困りごとを解決するためにはどうしたら良いのかを自助(個人や家族に出来ること)、共助(地域住民が力を合わせて出来ること)公助(村全体が力を合わせて出来ること)などの視点から具体的に話し合いました。各グループごと活発な話し合いの中、多くの意見が出され、充実したフォーラムとなりました。



※なお、詳しい内容は『社協だより2月号』に特集として掲載予定ですので、ご覧ください。

地域歳末たすけあい運動 スローガン：みんなで支えあう あったかい地域づくり

歳末たすけあい運動は、支援を必要とする方が新たな年を迎えるにあたり地域で安心して暮らせるよう、共同募金運動の一環として住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を展開するものです。

村では、民生委員とともに県内の施設で生活している方を訪問しプレゼントをお届けしました。

また、在宅の障害者やひとり暮らし、寝たきりの方、介護や様々な支援を必要としている方々を訪問し、シクラメンやタオルなどをプレゼントしました。



1月の予定	曜日	内容
6・13・20・27日	火	給食サービス(ひとり暮らし等)

義援金のご協力をお願いします。

昨年11月22日(土)の長野県北部を震源とする地震により、長野県各地において人的被害をはじめ、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、特に白馬村・小谷村・小川村には災害救助法が適用されました。長野県共同募金会では、被災された方々を支援するため義援金の募集を行なっていますので、お知らせいたします。

義援金の名称：長野県神城断層地震災害義援金

< 義援金受入れ口座 > 受付期間 3月31日(火)まで

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	本店営業部	普通預金 1202234	社会福祉法人 長野県共同募金会
ゆうちょ銀行		口座記号番号 00190-5-513755	長野県共同募金会 神城断層地震災害義援金

村社会福祉協議会に
寄付をいただきました。

< 寄附金 >

・富士ゴルフ愛好会 様
19,000円

< 寄附品 >

・高村文彦 様
ポータブルトイレ
シャワーチェアー

ありがとう
ございました。



山中湖村社会福祉協議会
山中湖村平野1450
TEL 28-1014
FAX 28-1015

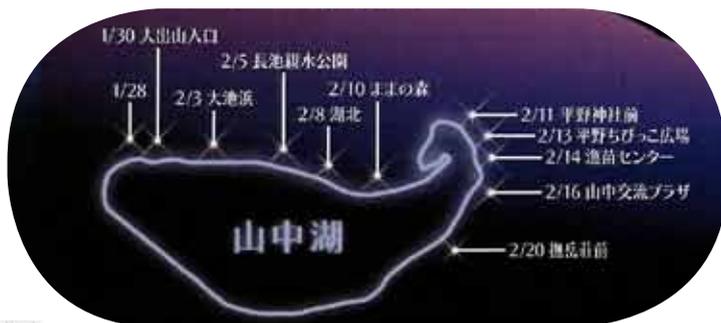
山中湖観光協会主催 アイスクャンドル & 冬花火のお知らせ



アイスクャンドル点灯式 午後5時から

- 【場 所】 1月31日(土) 長池親水公園
2月11日(水・祝) 平野ちびっこ広場
2月14日(土) 山中湖交流プラザ「きらら」
【冬花火】 点灯式典終了後、花火打上予定

ダイヤモンド富士ビューポイント



花の都公園の敷地内でも、1月中旬までダイヤモンド富士を見ることができます。

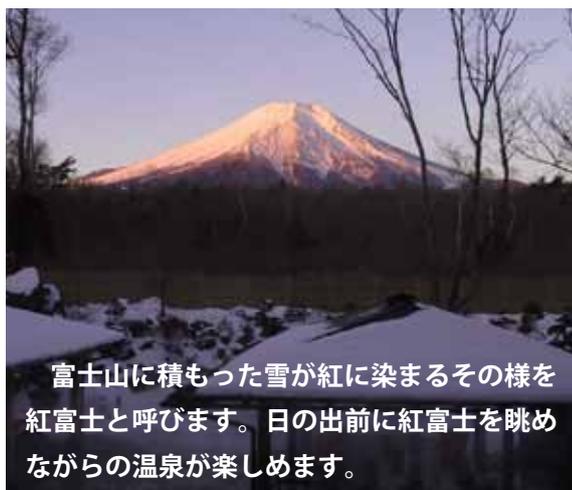
- ◆ 第8回山中湖フォトグランプリ写真展
1月30日(金) ~ 3月1日(日)
- ◆ 写真講座 2月14日(土)
- ◆ 場 所 山中湖交流プラザ「きらら」
- ◆ 問い合わせ 山中湖観光協会 Tel 6 2 - 3 1 0 0



第17回 紅富士冬まつり

2月末までの土・日・祝日は早朝6時から

朝風呂営業中



屋台村も開催中 午前6時~9時

お食事やお飲み物などが充実! 朝風呂と一緒に、早朝の雰囲気をお楽しみください。

問い合わせ 山中湖温泉 紅富士の湯
Tel 20 - 2700



山中湖アートイルミネーション 1月4日(日)まで

開催場所 山中湖 花の都公園
点灯時間 午後5時~9時
問い合わせ 花の都公園 Tel 6 2 - 5 5 8 7
<http://www.hananomiyakokouen.jp>

平成27年 山中湖村出初式のお知らせ



日 時 1月11日(日)
式 典 午前10時~
場 所 山中湖村民体育館

問い合わせ
山中湖村役場 総務課 防災係 Tel 6 2 - 1 1 1 1

《山中湖中学校》1年生が和食づくりに挑戦



12月3日(水)、リゾートホテル・エクシブ山中湖の全面的なご協力をいただき、山中湖中学校の1年生38名を対象とした『楽しい食育教室』が開催されました。



今回の食育教室のテーマは、世界無形文化遺産に登録されて注目を集めている「和食」。講師であるエクシブ山中湖の野川副料理長(日本料理担当)から、和食についての説明をいただいたり、直接調理の実演を見せていただいたりした後、生徒たちは各グループに分かれて調理を開始。もうすぐお正月!...という季節柄、挑戦するメニューは「お雑煮」と「田作り」。和食の命「出汁」をお醤油や塩などで味を調えながら調理していきました。



出来上がった「お雑煮」や「田作り」を口にした生徒たちからは、「うちのお雑煮とは全然違う味だ〜!」「ダシがとっても効いてる!」「クルミ入りのごまめが香ばしい!」など、和食ならではの繊細な味と季節感を堪能していました。

貴重な食育の機会をご提供いただいたエクシブ山中湖の皆様に、心より感謝申し上げます。



《山中小学校》食育公開研究発表会・学校開放



山中小学校では、県指定事業「望ましい生活習慣を身に付けた児童の育成～食に関する指導の充実と家庭との連携を通して～」というテーマで研究を進めていますが、11月26日(水)に公開研究発表会を開催しました。当日は学校開放も兼ね、地域の方々にも子どもたちの学習の様子をご覧いただきました。あいにくの雨の中でしたが、他校の先生方も参観してくださり、本校の2年間の取り組みを発表するよい機会となりました。

今後も家庭と連携しながら、子どもたちの生活習慣を整え、健全な育成を促進していきます。

《東小学校》フジマリモ学習会



東小学校では、11月28日(金)に郷土の宝「フジマリモ」の学習会を行ないました。講師に、フジマリモを採集し50年以上にわたり飼育されてきた、「富士山のまりも」(月刊たくさんのふしぎ)の著者である亀田良成さんと、国立科学博物館で長年の間マリモの研究をされている辻彰洋さんをお迎えしました。

学習会では、「フジマリモ」の実物に触れたり、潜水スーツや酸素ボンベを見せてもらったりして、「フジマリモ」の生態や調査の仕方などを楽しく学習し、山中湖のマリモについて興味や関心を深めることができました。



子どもたちは、山中湖の自然のすばらしさを知り、「フジマリモ」が生息できるきれいな場所にしていきたいと話していました。郷土の自然に誇りを持ち、大切にしていこうとする心を育てる貴重な時間となりました。

いきいき健康課から

■乳児健康相談

日時 1月7日(水)
受付 午後1時15分～1時45分
対象 平成26年1月、6月、9月
生まれ
場所 村老人福祉しあわせセンター

■1歳6か月・3歳児健診

日時 1月6日(火)
受付 午後1時15分～2時
対象 平成23年7月、8月、
平成25年5月、6月生まれ
場所 村老人福祉しあわせセンター

■母子健康手帳の交付

交付 毎週木曜日

時間 午前8時30分～午後5時15分
場所 いきいき健康課窓口
問い合わせ

山中湖村役場 いきいき健康課

TEL(62) 9976

南都留中部商工会

記帳相談

日時 1月15日(木)

午前10時～午後4時

(正午から午後1時を除く)

場所 南都留中部商工会 事務室

対象 個人事業者

問い合わせ 南都留中部商工会

TEL(62) 0940

恩賜林組合 無料法律相談

日時 1月13日(火)

午後1時～4時

受付時間 午後1時～2時

※相談日前や電話での受付・相談
は行ないません。

対象 富士吉田市、忍野村、
山中湖村在住の方

場所 恩賜林組合
(森林林業研修施設)

問い合わせ 恩賜林組合 総務課

TEL(22) 3355

山中湖村 行政相談

役場・官公庁の仕事で困ったこ
と、知りたいことは何でもお気軽
にご相談ください。

日時 1月23日(金)

午後1時～4時

場所 村老人福祉しあわせセンター

相談員 村行政相談委員
(羽田紘明氏)

問い合わせ

山中湖村役場 総務課

TEL(62) 1111

女性行政書士による

女性のための無料相談会

日時 1月22日(木)

午前10時～午後4時

場所 ぴゅあ総合

甲府市朝気1-2-2

その他 女性限定、予約不要

相談内容

遺言相続、法人関連、許認可、
農地利用、契約書作成、離婚、
戸籍、ビザ(在留許可)など。

事業や暮らしに関する書類の作
成でお悩みの際は、お気軽にご相
談ください。

問い合わせ 山梨県行政書士会

TEL055(237) 2601

富士五湖聖苑

年始休業について

1月1日から3日までの3日間
は、休業いたします。

4日以降の火葬予約は、1月1
日から3日の間も各市町村役場で

受付しています。

斎場使用の受付は、3日(土)

午前8時30分から富士五湖聖苑で
行ないます。

問い合わせ 富士五湖聖苑

TEL(20) 9300

1月10日は110番の日です。

110番の日は、県民の皆さんに「110番の仕
組み」や「正しい利用方法」について知っていただ
くために定めたものです。

山梨県警察では、事件・事故など緊急事案の早期
解決を目的として、

1 1 0

「いち早く いそがずあわてず 冷静に」

を合言葉に県民の皆様幅広く110番通報のご協力
をお願いしております。

110番は緊急ダイヤルですので、緊急性のない
遺失物や運転免許証の更新などの問い合わせ、相談
ごとは、富士吉田警察署または警察本部総合相談室
(#9110)をお願いします。

富士吉田警察署 地域課 TEL22-0110

「すまい給付金」をご存知ですか？

消費税8%への引き上げ後に家を買った人、また、
これから買う人、「すまい給付金」をご存知ですか？

「すまい給付金」は、4月の消費税8%への引き上げ
に伴い、住宅購入者の負担軽減のため実施されていま
す。収入に応じて、最大30万円まで受け取ることが
できます。(消費税8%時の場合)

受給の条件や支給額、申請の手続きなどは、下記に
お問い合わせください。

問い合わせ すまい給付金事務局

(<http://sumai-kyufu.jp>)

TEL0570-064-186 (ナビダイヤル)、

TEL045-330-1904

※土曜・日曜、祝日を含む毎日、午前9時から午後
5時まで。

シルバー人材センターで働いてみませんか？

山中湖村在住の60歳以上の健康で働く意欲のある人の入会をお待ちしています。

入会説明会は毎月第3水曜日にシルバー人材センター事務所で開催しております。

入会説明会開催日時

1月21日(水)、2月18日(水)、3月18日(水)

※いずれも午後1時30分から

※事前予約が必要です

問い合わせ

富士五湖広域シルバー人材センター

(東部事務所)

富士吉田市下吉田6-1-2

(富士吉田市役所産業会館2階)

TEL (22) 9241

キャンパスネットやまなし 入会者募集

県民の皆さんの生涯学習を応援し、様々な分野の講座情報等を提供しています。

募集・対象者

いつでも、どなたでも入会できます。

入会費用 無料

申し込み方法

左記にお問い合わせください。

問い合わせ

山梨県生涯学習文化課

TEL 055 (223) 1319

ホームページ

http://www.manabi.pref.

yamanashi.jp/campusnet/index.

jsp

職業訓練法人

富士吉田職業訓練協会

■1級建築施工管理技士学科

受験準備講座

講習日 4月上旬から15日間

時間 午後6時～9時

対象者 1級建築施工受験資格者

受講料 お問い合わせください。

※受験の申し込みは、毎年2月上旬から始まります。当協会では、

申込用紙の取り寄せも承ります。

■普通課程 訓練生募集

職種 木造建築科・建築塗装科

期間 各科とも2年間

対象 各事業所に勤めながら学

ぶことのできる方

月謝 お問い合わせください。

問い合わせ

富士吉田職業訓練協会

TEL (22) 5214

第1回ADR井戸端

サミットin甲府

ADRとは、身の回りのトラブルを裁判によらない話し合いでの解決を目指す紛争解決手段です。

日時 2月15日(日)

午前10時～午後12時30分

場所 岡島百貨店ローヤル会館

内容

第一部 基調講演

テーマ「聞く力とは」

講師 筒井真理子さん

(女優・甲府市出身)

第二部 座談会

一般参加者向けにADRの説明・

質問等に司法書士が回答します。

参加料 無料

その他 要予約(定員200名)

申し込み方法

1月30日(金)までに電話またはメールでお申し込みください。

問い合わせ

山梨県司法書士会調停センター

TEL 055 (253) 6900

メールアドレス

E-Mail: hanashai-chokkura-

hanasuke@yamanashi-shiho.or.jp

除雪作業時のお願い

- ・積雪10cm以上で除雪をします。
- ・除雪作業中は、道路へ車両等の駐停車をしないよう、ご協力ください。
- ・家の出入り口については、各家庭で対応をお願いします。
- ・道路への掃き出しは通行の妨げとなりますので、敷地内で処理をお願いします。
- ・道路にはみ出している庭木等は除雪の妨げとなりますので、剪定等を行なってください。
- ・円滑な除雪作業ができるよう、ご協力ください。

問い合わせ 山中湖村役場 生活産業課 道路係 TEL 62-9975

年始のゴミ処理業務について

1月5日(月)から、通常業務となります。

1月1日(木)
元旦
休

1月2日(金)
休

1月3日(土)
休

1月4日(日)
休

1月5日(月)
通常業務
可燃物収集
持ち込み
可燃物・不燃物

問い合わせ 山中湖村クリーンセンター TEL 62-5374

月の行事予定



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
				1 先負 元日 紅富士冬まつり (～2月末まで) P24 立入日	2 仏滅 立入日	3 大安 立入日
4 赤口 花の都アートイルミネーション最終日 (P24) 立入日	5 先勝 役場仕事始め 可燃物収集日 持込(可・不燃)	6 友引 1歳6か月・3歳児健診 (P26) 不燃物収集日 持込(可燃のみ)	7 先負 乳児健康相談 (P26) 可燃物収集日 持込(可・不燃)	8 仏滅 「宝めぐり作ろう会」(P9) 可燃物収集日 持込(可・不燃)	9 大安 カーリング教室 可燃物収集日 持込(可・不燃)	10 赤口 110番の日 (P26) 立入日
11 先勝 村出初式 (P24) 村成人式 (P6) 立入日	12 友引 成人の日 立入日	13 先負 恩賜林組合無料法律相談 (P26) 不燃物収集日 持込(可燃のみ)	14 仏滅 小・中学校 始業式 可燃物収集日 持込(可・不燃)	15 大安 記帳相談日 (P26) PET収集日 可燃物収集日 持込(可・不燃)	16 赤口 地域リサイクル 役場下駐車場 a.m.9:00～11:00 可燃物収集日 持込(可・不燃)	17 先勝 立入日
18 友引 きらら冬季講座 (P19) オーレTalk (P16) 立入日	19 先負 可燃物収集日 持込(可・不燃)	20 赤口 不燃物収集日 持込(可燃のみ)	21 先勝 可燃物収集日 持込(可・不燃)	22 友引 可燃物収集日 持込(可・不燃)	23 先負 行政相談日 (P26) 可燃物収集日 持込(可・不燃)	24 仏滅 立入日
25 大安 フリーマーケット・図書館でレゴ (P16) 立入日	26 赤口 文学館休館 (～2/2まで) P17 可燃物収集日 持込(可・不燃)	27 先勝 「チーム山中湖」開催 (P20) 不燃物収集日 持込(可燃のみ)	28 友引 可燃物収集日 持込(可・不燃)	29 先負 きららエクササイズ教室 (P19) 可燃物収集日 持込(可・不燃)	30 仏滅 第8回山中湖フォトグランプリ写真展 (～3/1まで) P24 可燃物収集日 持込(可・不燃)	31 大安 アイスキャンドル&冬花火(長池親水公園) P24 立入日

☞ 図書館＝山中湖情報創造館開館 時間 (a.m.9:30～p.m.7:00) 立入日＝北富士演習場立入許可日 午前 a.m. / 午後 p.m.

可燃物・不燃物・PET ボトル収集日＝a.m.8:30までに指定の場所に出してください。

持込(可燃・不燃)＝クリーンセンターへ直接搬入可能日 (a.m. 9:00～11:00 p.m.1:00～4:00 詳しくはP27をご覧ください。)

編集室から

広報やまなかこでは、村民の皆さんの身近な明るい話題・ご意見を募集しています。

役場広報係まで、お寄せください。



山中湖村の人口と世帯

平成26年12月1日現在()は前月比
 総人口……5,900人(－24人)
 内 外国人 139人(+2人)
 男 ……2,957人(－7人)
 女 ……2,943人(－17人)
 世帯……2,323世帯(+1世帯)

戸籍の窓 11月届出分

長田	天野	山本	榎屋	長田	坂本	氏名
盛行	千代治	英治	虎能作	武一	やゑ子	
(79)	(80)	(55)	(79)	(81)	(86)	歳
(敬称略)	神美樹	猶治	里子	健一	一富	仲春
						届出人

おくやみ(死亡)